

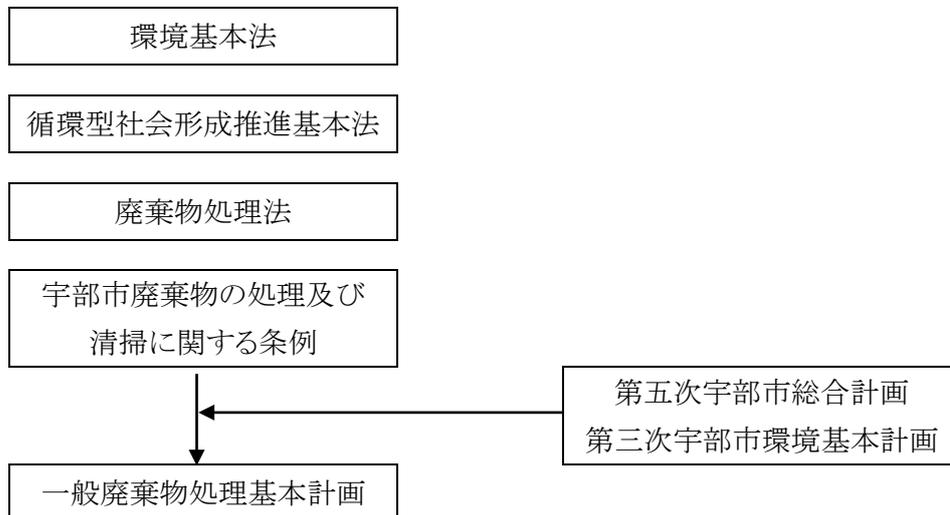
宇部市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1. 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市はその区域内の一般廃棄物処理に関する計画を定めることが義務付けられています。平成28年3月に策定された宇部市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を確認するとともに、循環型社会形成を推進するため、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢および地域特性を十分に考慮しながら、現状に即したさらなるごみ減量、リサイクル推進のために、新たな基本方針・施策を盛り込んだ処理基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国及び山口県の計画、本市上位計画である「第五次宇部市総合計画」及び「第三次宇部市環境基本計画」との整合を図り策定するものであり、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化並びに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示したものとします。



3. 計画の対象地域

計画の対象地域は、宇部市全域とします。

4. 計画の期間

本市上位計画である「第五次宇部市総合計画」及び「第三次宇部市環境基本計画」との整合を図り、初年度を令和4年度とし、令和15年度を計画目標年次とする12年間の計画とします。また令和9年度を中間目標年次とします。

なお、本計画期間において、概ね5年毎に本計画の達成状況を見直し、内容の再検討を行うものとします。

5. 計画の基本構成

① ごみ処理基本計画

- 1 基本的事項
- 2 ごみ処理の現状と課題
- 3 基本理念と基本方針

- 4 ごみの計画目標と将来予測
- 5 ごみ処理基本計画における基本施策
- 6 その他適正処理
- ② 生活排水処理基本計画
 - 1 基本的事項
 - 2 生活排水処理の現状と課題
 - 3 基本理念と基本方針
 - 4 生活排水処理の計画目標と将来予測
 - 5 生活排水処理基本計画における基本施策

6. 計画策定の手法

- ① 前計画の検証・課題の抽出・整理
- ② 市民アンケート調査

ごみ分別・収集などの方法、分別協力の度合い、新しい施策への取り組み意識調査など市民の協力を必要とする内容に関してアンケート調査を実施します。
- ③ 宇部市廃棄物減量等推進審議会

市民アンケート等の意見を踏まえた計画の素案を審議会においても検討し、意見・提言をいただきます。
- ④ パブリックコメント

計画の案を市のホームページ等で公開し、市民から寄せられた意見に対して市の考え方を公表するとともに、計画策定に生かします。

7. スケジュール（案）

